

2020年12月25日

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷 博司 殿

フィデリティ投信株式会社
代表取締役社長 デレック・ヤング

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則
第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金等（2020年11月末日現在）

| | |
|-------------------|-------------|
| 資本金の額 | 金10億円 |
| 発行する株式の総数 | 80,000株 |
| 発行済株式総数 | 20,000株 |
| 最近5年間における資本金の額の増減 | 該当事項はありません。 |

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

委託会社は、監査役設置会社であります。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経營業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認します。

取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

② 運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

1. 個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2020年11月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託151本、親投資信託45本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額3,220,544,048,228円です。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。第35期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

独立監査人の監査報告書

2020年6月10日

フィデリティ投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか

どうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第33期 (2019年3月31日) | 第34期 (2020年3月31日) |
|------------|----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,427,907 | 1,814,655 |
| 立替金 | 100,317 | 77,706 |
| 前払費用 | 13,866 | 23,391 |
| 未収委託者報酬 | 5,388,448 | 5,452,894 |
| 未収収益 | 741,116 | 633,653 |
| 未収入金 | * 1 150,419 | 558,652 |
| 未収還付法人税等 | 50,510 | 42,699 |
| 未収還付消費税等 | 120,394 | — |
| 流動資産計 | 7,992,981 | 8,603,652 |
| 固定資産 | | |
| 無形固定資産 | | |
| 電話加入権 | 7,487 | 7,487 |
| 無形固定資産合計 | 7,487 | 7,487 |
| 投資その他の資産 | | |
| 長期貸付金 | * 1 23,346,748 | 2,420,123 |
| 長期差入保証金 | 25,145 | 14,570 |
| 繰延税金資産 | 1,089,396 | 227,879 |
| その他 | 430 | 230 |
| 投資その他の資産合計 | 24,461,720 | 2,662,803 |
| 固定資産計 | 24,469,207 | 2,670,290 |
| 資産合計 | 32,462,188 | 11,273,943 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 30,687 | 37 |
| 未払金 | * 1 | |
| 未払手数料 | 2,369,952 | 2,403,887 |
| その他未払金 | 1,653,290 | 1,209,713 |
| 未払費用 | 592,634 | 518,188 |
| 未払消費税等 | — | 344,568 |
| 賞与引当金 | 1,469,810 | 750,040 |
| その他流動負債 | 931 | 355 |
| 流動負債合計 | 6,117,307 | 5,226,791 |
| 固定負債 | | |
| 長期賞与引当金 | 298,547 | 316,834 |
| 退職給付引当金 | 4,712,577 | 1,906,773 |
| 関係会社引当金 | — | 370,080 |
| 固定負債合計 | 5,011,125 | 2,593,688 |
| 負債合計 | 11,128,432 | 7,820,479 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 100,000 | 250,000 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 20,233,755 | 2,203,463 |
| 利益剰余金合計 | 20,333,755 | 2,453,463 |
| 株主資本合計 | 21,333,755 | 3,453,463 |
| 純資産合計 | 21,333,755 | 3,453,463 |
| 負債・純資産合計 | 32,462,188 | 11,273,943 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第33期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 第34期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 38,212,229 | 36,061,978 |
| その他営業収益 | 3,152,985 | 2,825,039 |
| 営業収益計 | 41,365,214 | 38,887,017 |
| 営業費用 | * 1 | |
| 支払手数料 | 17,804,844 | 16,651,629 |
| 広告宣伝費 | 504,887 | 700,958 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 606,194 | 393,179 |
| 委託調査費 | 7,658,693 | 6,973,949 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 35,533 | 31,784 |
| 印刷費 | 63,293 | 61,362 |
| 協会費 | 30,701 | 24,701 |
| 諸会費 | 2,487 | 282 |
| 営業費用計 | 26,706,635 | 24,837,847 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 給料・手当 | 2,408,072 | 2,507,196 |
| 賞与 | 1,717,394 | 2,193,019 |
| 福利厚生費 | 580,285 | 612,591 |
| 交際費 | 22,538 | 24,462 |
| 旅費交通費 | 156,818 | 154,257 |
| 租税公課 | 96,478 | 110,239 |
| 弁護士報酬 | 9,625 | 9,913 |
| 不動産賃貸料・共益費 | 598,215 | 610,202 |
| 支払ロイヤリティ | 305,883 | — |
| 退職給付費用 | 210,619 | 212,987 |
| 消耗器具備品費 | 8,177 | 8,261 |
| 事務委託費 | 6,249,198 | 4,925,533 |
| 諸経費 | 325,845 | 330,336 |
| 一般管理費計 | 12,689,151 | 11,698,999 |
| 営業利益 | 1,969,426 | 2,350,170 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | * 1 | |
| 受取利息 | 139,478 | 104,125 |
| 保険配当金 | 8,570 | 7,305 |
| 雑益 | 6,818 | 3,555 |
| 営業外収益計 | 154,868 | 114,986 |
| 営業外費用 | | |
| 寄付金 | 41 | — |
| 為替差損 | 90,627 | 11,668 |
| 営業外費用計 | 90,668 | 11,668 |
| 経常利益 | 2,033,626 | 2,453,488 |
| 特別利益 | | |
| 賞与引当金戻入益 | * 2 | |
| 賞与引当金戻入益 | — | 797,838 |
| 特別利益計 | — | 797,838 |
| 特別損失 | | |
| 特別退職金 | 49,075 | 29,218 |
| 事務過誤損失 | — | 16 |
| 特別損失計 | 49,075 | 29,235 |
| 税引前当期純利益 | 1,984,550 | 3,222,091 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 385,388 | 240,866 |
| 法人税等調整額 | 296,615 | 861,516 |
| 法人税等合計 | 682,003 | 1,102,382 |
| 当期純利益 | 1,302,546 | 2,119,707 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | 株主資本合計 |
|-------------------------|-----------|---------|---------------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | |
| | | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 100,000 | 18,931,208 | 19,031,208 | 20,031,208 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 当期純利益 | — | — | 1,302,546 | 1,302,546 | 1,302,546 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | — | — | — | — | — |
| 当期変動額合計 | — | — | 1,302,546 | 1,302,546 | 1,302,546 |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 100,000 | 20,233,755 | 20,333,755 | 21,333,755 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
| | その他有価証券評 価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | — | — | 20,031,208 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益 | — | — | 1,302,546 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | — | — | — |
| 当期変動額合計 | — | — | 1,302,546 |
| 当期末残高 | — | — | 21,333,755 |

第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | 株主資本合計 |
|-------------------------|-----------|---------|---------------------|--------------|--------------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | |
| | | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 100,000 | 20,233,755 | 20,333,755 | 21,333,755 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 準備金の積立 | — | 150,000 | (150,000) | — | — |
| 剰余金の配当 | — | — | (20,000,000) | (20,000,000) | (20,000,000) |
| 当期純利益 | — | — | 2,119,707 | 2,119,707 | 2,119,707 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | — | — | — | — | — |
| 当期変動額合計 | — | 150,000 | (18,030,293) | (17,880,293) | (17,880,293) |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 250,000 | 2,203,463 | 2,453,463 | 3,453,463 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|--------------|
| | その他有価証券評 価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | — | — | 21,333,755 |
| 当期変動額 | | | |
| 準備金の積立 | — | — | — |
| 剰余金の配当 | — | — | (20,000,000) |
| 当期純利益 | — | — | 2,119,707 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | — | — | — |
| 当期変動額合計 | — | — | (17,880,293) |
| 当期末残高 | — | — | 3,453,463 |

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

(2)賞与引当金、長期賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3)関係会社引当金

親会社により負担された当社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与について、将来親会社に対し支払いを行う可能性を勘案し、親会社との契約に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2)グループ通算制度への移行に係る税効果会計

「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」

(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)

(1)概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2)適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

| | 第33期 (2019年3月31日) | 第34期 (2020年3月31日) |
|--------|----------------------|----------------------|
| 未収入金 | 108,246 千円 | 481,355 千円 |
| その他未払金 | 1,254,001 千円 | 909,606 千円 |
| 長期貸付金 | 21,850,000 千円 | 1,880,000 千円 |

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

| | 第33期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 第34期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業費用 | 11,203,862 千円 | 9,335,190 千円 |
| 受取利息 | 61,374 千円 | 43,406 千円 |

*2 特別利益に計上されている賞与引当金戻入益

当社グループは当会計期間において賞与引当金の見積期間（7月1日から6月30日を1月1日から12月31日に）の改定を行いました。これに伴い、2019年6月30日時点で計上されていた賞与引当金のうち797,838千円を取り崩し、当会計期間において賞与引当金戻入益として認識しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度増加 株式数 | 当事業年度減少 株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 20,000 株 | — | — | 20,000 株 |
| 合計 | 20,000 株 | — | — | 20,000 株 |

第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度増加 株式数 | 当事業年度減少 株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 20,000 株 | — | — | 20,000 株 |
| 合計 | 20,000 株 | — | — | 20,000 株 |

2. 配当に関する事項

① 金銭による配当

該当事項はありません。

② 金銭以外による配当

2019年11月29日の取締役会において、次のとおり決議しております。

- (1) 配当財産の種類 長期貸付金
- (2) 配当財産の帳簿価格 20,000,000 千円
- (3) 1株当たりの配当額 1,000 千円
- (4) 効力発生日 2019年11月29日

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。

また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

第33期（2019年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 1,427,907 | 1,427,907 | — |
| (2) 未収委託者報酬 | 5,388,448 | 5,388,448 | — |
| (3) 未収収益 | 741,116 | 741,116 | — |
| (4) 未収入金 | 150,419 | 150,419 | — |
| (5) 長期貸付金 | 23,346,748 | 23,346,748 | — |
| 資産計 | 31,054,638 | 31,054,638 | — |
| (1) 未払手数料 | 2,369,952 | 2,369,952 | — |
| (2) その他未払金 | 1,653,290 | 1,653,290 | — |
| (3) 未払費用 | 592,634 | 592,634 | — |
| 負債計 | 4,615,876 | 4,615,876 | — |

第34期（2020年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 1,814,655 | 1,814,655 | — |
| (2) 未収委託者報酬 | 5,452,894 | 5,452,894 | — |
| (3) 未収収益 | 633,653 | 633,653 | — |
| (4) 未収入金 | 558,652 | 558,652 | — |
| (5) 長期貸付金 | 2,420,123 | 2,420,123 | — |
| 資産計 | 10,879,977 | 10,879,977 | — |
| (1) 未払手数料 | 2,403,887 | 2,403,887 | — |
| (2) その他未払金 | 1,209,713 | 1,209,713 | — |
| (3) 未払費用 | 518,188 | 518,188 | — |
| (4) 未払消費税等 | 344,568 | 344,568 | — |
| 負債計 | 4,476,356 | 4,476,356 | — |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

第33期 (2019年3月31日)

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 未払費用

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第34期 (2020年3月31日)

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 未払費用、(4) 未払消費税等

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期 (2019年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|---------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,427,907 | — | — | — |
| 未収委託者報酬 | 5,388,448 | — | — | — |
| 未収収益 | 741,116 | — | — | — |
| 未収入金 | 150,419 | — | — | — |
| 合計 | 7,707,892 | — | — | — |

金銭債権のうち長期貸付金(23,346,748千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

第34期 (2020年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|---------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,814,655 | — | — | — |
| 未収委託者報酬 | 5,452,894 | — | — | — |
| 未収収益 | 633,653 | — | — | — |
| 未収入金 | 558,652 | — | — | — |
| 合計 | 8,459,855 | — | — | — |

金銭債権のうち長期貸付金(2,420,123千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

(有価証券関係)

第33期 (2019年3月31日)

1. その他有価証券

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

第34期 (2020年3月31日)

1. その他有価証券

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第33期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | (千円) |
|--------------|-----------|
| 退職給付債務の期首残高 | 4,776,447 |
| 勤務費用 | 177,913 |
| 利息費用 | 7,651 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △35,733 |
| 退職給付の支払額 | △341,816 |
| 制度改定による変動額 | — |
| 為替変動による影響額 | 120,471 |
| その他 | △225 |
| 退職給付債務の期末残高 | 4,704,708 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | (千円) |
|---------------------|-----------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 4,704,708 |
| 未認識過去勤務費用 | 7,869 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 4,712,577 |

| | |
|---------------------|-----------|
| 退職給付引当金 | 4,712,577 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 4,712,577 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | (千円) |
|--------------------|---------|
| 勤務費用 | 177,913 |
| 利息費用 | 7,651 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △35,733 |
| 過去勤務債務の費用処理額 | △1,874 |
| 確定給付型年金制度に係る退職給付費用 | 147,957 |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は86,210千円であります。

第34期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | (千円) |
|--------------|------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 4,704,708 |
| 勤務費用 | 168,372 |
| 利息費用 | 7,558 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △31,353 |
| 退職給付の支払額 | △2,920,688 |
| 制度改定による変動額 | — |
| 為替変動による影響額 | △11,362 |
| その他 | △16,455 |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,900,779 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | (千円) |
|---------------------|-----------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 1,900,779 |
| 未認識過去勤務費用 | 5,994 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,906,773 |
| 退職給付引当金 | 1,906,773 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,906,773 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | (千円) |
|--------------------|---------|
| 勤務費用 | 168,372 |
| 利息費用 | 7,558 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △31,353 |
| 過去勤務債務の費用処理額 | △1,874 |
| 確定給付型年金制度に係る退職給付費用 | 142,702 |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率 0.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は87,966千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第33期 (2019年3月31日) | 第34期 (2020年3月31日) |
|----------------------|----------------------|----------------------|
| | (千円) | (千円) |
| 繰延税金資産 | | |
| 未払費用 | 101,830 | 140,844 |
| 賞与引当金 | 441,058 | 217,927 |
| 退職給付引当金 | 1,451,987 | 583,853 |
| 資産除去債務 | 2,685 | 2,685 |
| その他 | 116,978 | 242,912 |
| 繰延税金資産小計 | 2,114,538 | 1,188,221 |
| 評価性引当額 | △803,096 | △812,395 |
| 繰延税金資産合計 | 1,311,444 | 375,826 |
| 繰延税金負債 | | |
| 未払金 | 186,975 | 147,947 |
| 長期貸付金 | △35,073 | 0 |
| 繰延税金負債合計 | 222,048 | 147,947 |
| 繰延税金資産又は繰延税金負債(△)の純額 | 1,089,396 | 227,879 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 第33期 (2019年3月31日) | 第34期 (2020年3月31日) |
|--------------------|----------------------|----------------------|
| 法定実効税率 | 30.62% | 30.62% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.81% | 3.34% |
| 評価性引当額 | 1.90% | △0.28% |
| 過年度法人税等 | △0.04% | 0.49% |
| その他 | 0.08% | 0.04% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 34.38% | 34.21% |

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）及び 第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

| 投資信託の名称 | 委託者報酬 | 関連するサービスの種類 |
|-------------------------------|------------|-------------|
| フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド | 10,579,865 | 投資信託の運用 |
| フィデリティ・US リート・ファンドB (為替ヘッジなし) | 9,025,455 | 投資信託の運用 |
| フィデリティ・日本成長株・ファンド | 5,447,177 | 投資信託の運用 |

第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

| 投資信託の名称 | 委託者報酬 | 関連するサービスの種類 |
|-------------------------------|-----------|-------------|
| フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド | 8,974,384 | 投資信託の運用 |
| フィデリティ・US リート・ファンドB (為替ヘッジなし) | 8,352,497 | 投資信託の運用 |
| フィデリティ・日本成長株・ファンド | 5,276,573 | 投資信託の運用 |

関連当事者情報

第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

| 種類 | 会社等の名称 | 会社等の所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（注2） | 科目 | 期末残高（注2） |
|-----|--------------------------------|-----------------|-----------------|------------|----------------|-------------------|--|---|-----------------------------|---|
| 親会社 | FIL Limited | 英領バミューダ、ペンブローク市 | 千米ドル 6,981 | 投資顧問業 | 被所有間接100% | 投資顧問契約の再委任等役員との兼任 | 委託調査等報酬（注3） 共通発生経費負担額（注4） | 千円 — 6,977,863 | 未収入金 未払金 | 千円 82,094 557,126 |
| 親会社 | フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社 | 東京都港区 | 千円 4,510,000 | グループ会社経営管理 | 被所有直接100% | 当社事業活動の管理等役員との兼任 | 金銭の貸付（注1） 利息の受取（注1） 共通発生経費負担額（注4） 連結法人税の個別帰属額 | 千円 450,000 61,374 429,152 — | 長期貸付金 未収入金 未払金 未払金 | 千円 21,850,000 20,309 81,239 294,863 |
| 親会社 | FIL Asia Holdings Pte. Limited | シンガポール、ブルバード市 | 千米ドル 189,735 | グループ会社経営管理 | 被所有間接100% | 営業取引 | 共通発生経費負担額（注4） | 千円 3,796,845 | 未払金 | 千円 314,928 |

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（注2） | 科目 | 期末残高（注2） |
|-------------|---|------------------|-----------------|---------|----------------|-----------------|-------------------------------------|--------------------------|------------|-------------------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | フィデリティ証券株式会社 | 東京都港区 | 千円 9,257,500 | 証券業 | なし | 当社設定投資信託の募集・販売 | 共通発生経費負担額（注4） 投資信託販売に係る代行手数料（注5） | 千円 600,501 877,675 | 未払金 未払金 | 千円 23,643 174,703 |
| 同一の親会社をもつ会社 | FIL Investment Management (Hong Kong) Limited | 香港、セントラル市 | 千米ドル 22,897 | 証券投資顧問業 | なし | 当社事業活動へのサービスの提供 | 共通発生経費負担額（注4） | 千円 717,522 | 未払金 | 千円 71,425 |
| 同一の親会社をもつ会社 | FIL (Luxembourg) S. A. | ルクセンブルグ、ルクセンブルグ市 | 千米ドル 1,676 | 証券投資顧問業 | なし | 商標使用契約 | ロイヤリティの支払 | 千円 305,883 | 未払金 | 千円 127,244 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

| 種類 | 会社等の名称 | 会社等の所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (注2) | 科目 | 期末残高 (注2) |
|-----|--------------------------------|-----------------|-----------------|------------|--------------------|------------------|---------------|------------------|-------|-----------------|
| 親会社 | FIL Limited | 英領バミューダ、ペンブローク市 | 千米ドル 6,981 | 投資顧問業 | 被所有間接100% | 投資顧問契約の再委任等役員の兼任 | 委託調査等報酬(注3) | 千円 - | 未収入金 | 千円 477,134 |
| | | | | | | | 共通発生経費負担額(注4) | 6,299,993 | 未払金 | 495,523 |
| 親会社 | フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社 | 東京都港区 | 千円 4,510,000 | グループ会社経営管理 | 被所有直接100% | 当社事業活動の管理等役員の兼任 | 貸付金の回収(注1) | 千円 19,970,000 | 長期貸付金 | 千円 1,880,000 |
| | | | | | | | 利息の受取(注1) | 43,406 | 未収入金 | 4,221 |
| | | | | | | | 共通発生経費負担額(注4) | 406,439 | 未払金 | 81,434 |
| | | | | | | | 連結法人税の個別帰属額 | - | 未払金 | 66,142 |
| | | | | | | | 剰余金の配当 | 20,000,000 | 未払金 | - |
| 親会社 | FIL Asia Holdings Pte. Limited | シンガポール、ブルバード市 | 千米ドル 189,735 | グループ会社経営管理 | 被所有間接100% | 営業取引 | 共通発生経費負担額(注4) | 千円 2,628,757 | 未払金 | 千円 266,506 |

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (注2) | 科目 | 期末残高 (注2) |
|-------------|---|-----------|------------------|---------|--------------------|-----------------|---------------------|---------------|-----|---------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | フィデリティ証券株式会社 | 東京都港区 | 千円 10,007,500 | 証券業 | なし | 当社設定投資信託の募集・販売 | 共通発生経費負担額 (注4) | 千円 637,950 | 未払金 | 千円 4,469 |
| | | | | | | | 投資信託販売に係る代行手数料 (注5) | 千円 801,519 | 未払金 | 千円 174,463 |
| 同一の親会社をもつ会社 | FIL Investment Management (Hong Kong) Limited | 香港、セントラル市 | 千米ドル 22,897 | 証券投資顧問業 | なし | 当社事業活動へのサービスの提供 | 共通発生経費負担額 (注4) | 千円 784,703 | 未払金 | 千円 108,258 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

| | 第33期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 第34期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 1,066,687円79銭 | 172,673円19銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 65,127円34銭 | 105,985円40銭 |

(注1)1. なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 第33期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 第34期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 当期純利益(千円) | 1,302,546 | 2,119,707 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — | — |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 1,302,546 | 2,119,707 |
| 期中平均株式数 | 20,000株 | 20,000株 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月4日

フィデリティ投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

| | | 第35期中間会計期間末 (2020年9月30日) | |
|-----------|----------|-----------------------------|------------|
| 科目 | 注記 番号 | 金額 (千円) | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | |
| I 流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | | 4,007,734 | |
| 未収委託者報酬 | | 5,702,350 | |
| 未収収益 | | 488,665 | |
| 未収入金 | | 145,661 | |
| その他 | | 378,818 | |
| 流動資産計 | | 10,723,230 | 79.8 |
| II 固定資産 | | | |
| 無形固定資産 | | 7,487 | |
| 投資その他の資産 | | | |
| 長期貸付金 | | 2,420,239 | |
| 長期差入保証金 | | 13,505 | |
| 会員預託金 | | 230 | |
| 繰延税金資産 | | 269,109 | |
| 投資その他の資産計 | | 2,703,083 | 20.1 |
| 固定資産計 | | 2,710,570 | 20.2 |
| 資産合計 | | 13,433,800 | 100.0 |

| | | 第35期中間会計期間末 (2020年9月30日) | |
|----------|----------|-----------------------------|------------|
| 科目 | 注記 番号 | 金額 (千円) | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | |
| I 流動負債 | | | |
| 未払手数料 | | 2,506,075 | |
| その他未払金 | | 1,009,787 | |
| 未払費用 | | 280,610 | |
| 未払法人税等 | | 625,098 | |
| 賞与引当金 | | 1,382,837 | |
| その他 | *1 | 295,660 | |
| 流動負債計 | | 6,100,069 | 45.4 |
| II 固定負債 | | | |
| 長期賞与引当金 | | 496,786 | |
| 退職給付引当金 | | 1,967,827 | |
| 関係会社引当金 | | 370,080 | |
| 固定負債計 | | 2,834,694 | 21.1 |
| 負債合計 | | 8,934,763 | 66.5 |
| (純資産の部) | | | |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | 1,000,000 | |
| 利益剰余金 | | | |
| 利益準備金 | | 250,000 | |
| その他利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 3,249,036 | |
| 利益剰余金合計 | | 3,499,036 | |
| 株主資本合計 | | 4,499,036 | 33.5 |
| 純資産合計 | | 4,499,036 | 33.5 |
| 負債・純資産合計 | | 13,433,800 | 100.0 |

(2) 中間損益計算書

| | | 第35期中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日 | |
|----------------|----------|---|------------|
| 科目 | 注記 番号 | 金額 (千円) | 百分比 (%) |
| I 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | 16,838,005 | |
| その他営業収益 | | 1,166,982 | |
| 営業収益計 | | 18,004,987 | 100.0 |
| II 営業費用及び一般管理費 | | 16,410,876 | 91.1 |
| 営業利益 | | 1,594,110 | 8.9 |
| III 営業外収益 | *2 | 36,355 | 0.2 |
| IV 営業外費用 | | - | - |
| 経常利益 | | 1,630,465 | 9.1 |
| V 特別利益 | | - | - |
| VI 特別損失 | | 1,808 | 0.0 |
| 特別退職金 | | 1,808 | 0.0 |
| 税引前中間純利益 | | 1,628,657 | 9.0 |
| 法人税等 | *1 | 583,084 | 3.2 |
| 中間純利益 | | 1,045,573 | 5.8 |

重要な会計方針

| 項目 | 第35期中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日 |
|-----------------------------|--|
| 1. 引当金の計上基準 | <p>(1) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。</p> <p>(2) 賞与引当金、長期賞与引当金</p> <p>従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 関係会社引当金</p> <p>親会社により負担された当社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与について、将来親会社に対し支払いを行う可能性が高いため、親会社との契約に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> |
| 2 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>(1) 消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>(2) グループ通算制度への移行に係る税効果会計</p> <p>「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、改正前の税法の規定に基づいております。</p> |

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| 項目 | 第35期中間会計期間末 2020年9月30日 |
|-------------|--|
| *1 消費税等の取扱い | 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 |

(中間損益計算書関係)

| 項目 | 第35期中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日 |
|----------------|--|
| *1 税金費用の取扱い | 税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。 |
| *2 営業外収益の主要な項目 | 営業外収益のうち主要な項目は以下のとおりであります。 貸付金利息 9,976千円 為替差益 16,837千円 |

(リース取引関係)

第35期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第35期中間会計期間(2020年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。((注)2.参照)

| | 中間貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 4,007,734 | 4,007,734 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 5,702,350 | 5,702,350 | - |
| (3) 未収収益 | 488,665 | 488,665 | - |
| (4) 未収入金 | 145,661 | 145,661 | - |
| (5) 長期貸付金 | 2,420,239 | 2,420,239 | - |
| 資産計 | 12,764,651 | 12,764,651 | - |
| (1) 未払手数料 | 2,506,075 | 2,506,075 | - |
| (2) その他未払金 | 1,009,787 | 1,009,787 | - |
| 負債計 | 3,515,863 | 3,515,863 | - |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第35期中間会計期間(2020年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第35期中間会計期間(2020年9月30日)

該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

第35期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第35期中間会計期間(2020年9月30日)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

(持分法損益等)

第35期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

第35期中間会計期間(2020年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第35期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第35期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

| 投資信託の名称 | 委託者報酬 (単位:千円) | 関連するサービスの種類 |
|---------------------------------|------------------|-------------|
| フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド | 3,849,561 | 投資信託の運用 |
| フィデリティ・USリート・ファンドB (為替ヘッジなし) | 3,491,756 | 投資信託の運用 |
| フィデリティ・日本成長株・ファンド | 2,693,083 | 投資信託の運用 |

(1株当たり情報)

| | 第35期中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日 |
|--------------------------|---|
| 1株当たり純資産額 | 224,951.84円 |
| 1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎) | 52,278.66円 |
| 中間純利益金額 | 1,045,573千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | — |
| 普通株式に係る中間純利益金額 | 1,045,573千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 20,000株 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2021年1月15日
作成基準日 2020年12月4日

本店所在地 東京都港区六本木七丁目7番7号
お問い合わせ先 投信ディスクロージャー部